

草津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和8年7月15日に受付けた住民監査請求について監査を実施したので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年9月15日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 土 肥 浩 資

草監発第233号

令和8年9月9日

請求人

(略) 様

草津市監査委員 岡野 則男

草津市監査委員 土肥 浩資

地域まちづくり一括交付金にかかる住民監査請求の結果について（通知）

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき、令和8年7月15日に受付けた措置請求について、同条第5項の規定により、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件請求は、令和8年7月15日に提出された。請求内容についての形式審査を行い、同年8月28日に法第242条に定める要件を具備しているものと認め、同請求を受理した。

2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

3 請求の内容（ほぼ原文のまま掲載）

(1)対象となる機関および職員

草津市長橋川 渉およびまちづくり協働部まちづくり協働課長(関係職員)

(2)違法または不当な財務会計行為の内容

草津市まちづくり協働課は、大路区まちづくり協議会から提出された令和7年度「地域まちづくり一括交付金」の実績報告書において、令和7年10月12日に「台風の為中止」となった大路区民まつりの業務委託費（警備：92,400円、模擬店電気工事：80,650円、音響一式：94,490円、計267,540円）が全額支出計上されている事実を認識しながら、十分な客観的証拠の確認・保全を行わず、漫然とこれを交付対象経費として適正と認め、交付金の額を確定させた。

請求人が情報公開請求を通じて上記支出の妥当性を証明する客観的根拠（業者のキャンセル規定を記した契約書等）の開示を求めたところ、市は令和8年7月10日付の市政情報非公開決定通知書（草まち第664号）において「当該文書は存在しないため(現地にて書類の確認は実施)」と決定した。

地方公共団体の財務会計実務において、事前中止された行事の経費全額支払いを適正と認めるにあたり、その根拠となる違約金規定等の証拠書類の写しや、担当職員の審査記録（復命書）を一切作成・保存していない行為は、行政の文書主義および地方自治法上の善管注意義務（適正な公金管理義務）に著しく違反する。

客観的証拠に基づく審査が行われていない以上、当該支出は実体のない架空請求や不当利得を容認した「違法または不当な公金の支出」に該当する。

(3)求める措置

草津市監査委員は、まちづくり協働課に対し厳格な監査を実施し、大路区まちづくり協議会および関係業者から実際の契約書等の証拠書類を提出させた上で、本件支出（267,540円）の実態と妥当性を解明すること。適正なキャンセル料等として証明されない部分については、違法な公金支出として、草津市長に対し大路区まちづくり協議会への返還請求を命じる等、必要な措置を講じること。

第2 監査の実施

1 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

(1)請求人の陳述

請求人に法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けることを通知したところ、令和8年8月31日に請求人から陳述書が郵送にて提出があり、これを受け付けた。

陳述書の内容は以下のとおり（ほぼ原文のまま掲載）

草津市監査委員の皆様、本日は地方自治法第242条第7項に基づく陳述の機会をいただき、感謝申し上げます。請求人の（請求人氏名）です。

本件の争点は極めて明白かつ重大です。それは、「客観的証拠（公文書）が一切存在しないにもかかわらず、行政が漫然と26万7,540円の公金支出を適正と認め、交付金の額を確定させた」という、地方公共団体の財務会計における善管注意義務および行政の文書主義を根底から破壊する違法・不当行為の是正を求めるものです。

具体的事実を申し上げます。令和7年度「地域まちづくり一括交付金」の実績報告において、大路区まちづくり協議会は、令和7年10月12日に「台風の為中止」となった大路区民まつりの業務委託費として、警備費92,400円、模擬店電気工事費80,650円、音響一式94,490円の計267,540円を全額支出計上しました。屋外行事が天災等の不可抗力で事前中止となった場合、実働がない以上、契約に基づく違約金規定等により減額精算されるのが社会通念ならびに地方財務の常識です。

私は、市がこの100%全額支払いを適正と判断した客観的根拠（業者のキャ

ンセル規定を記した契約書等)の開示を求めました。これに対する草津市の回答は、令和8年7月10日付の市政情報非公開決定通知書(草まち第664号)に示された「当該文書は存在しないため(現地にて書類の確認は実施)」という信じ難いものでした。

監査委員の皆様、これは行政による「重大な職務怠慢の自白」に他なりません。行政の意思決定および財務会計行為は、文書主義が絶対の原則です。市が「現地で確認した」と主張しようとも、その確認した契約内容の写しや、いつ誰が何を確認しどう判断したかを示す「復命書」や「審査記録」が公文書として一切作成・保存されていない以上、法的には「市は適正な審査を一切行わずに公金の額を確定させた」と同義です。

地方自治体の財務会計において、公文書として記録が存在しない「確認」は、法的に行われなかったものとみなされます。担当者の脳内にしか存在しない記憶を「公金支出の適正性の根拠」と主張することは、公金監査の根底を覆す暴論です。客観的証拠を持たずに当事者の言い分のみで満額支出を認容する行為は、架空請求や不当利得を容認するものであり、市の裁量権の完全な逸脱・濫用にあたります。

監査委員におかれましては、本件を単なる事務手続きの不備として矮小化しないでください。市が「証拠はないが口頭で確認したから適正だ」という主張を容認すれば、草津市の財務会計における証拠裁判主義は崩壊し、監査委員制度そのものの存在意義が問われることになります。

地方自治法第199条第8項等の規定に基づき、市の担当課からの伝聞に依存するのではなく、大路区まちづくり協議会および委託先業者から直接、当時の「業務委託契約書(キャンセル規定)」の原本を提出させる厳格な証拠徴取を実施してください。その上で、適正なキャンセル料等として客観的に証明されない部分については、違法な公金支出として、草津市長に対し返還請求を命じる等、厳正なる勧告を強く求めます。

(2)関係職員の事情聴取

関係する書類を調査するとともに、令和8年9月3日、まちづくり協働課の職員から、事情聴取を行った。

2 監査の対象

(1)監査対象事項

本件請求において、請求人は、草津市まちづくり協働課は、大路区まちづくり協議会から提出された令和7年度「地域まちづくり一括交付金」の実績報告書において、令和7年10月12日に「台風の為中止」となった大路区民まつりの業務委託費(警備:92,400円、模擬店電気工事:80,650円、音響一式:

94,490円、計267,540円)が全額支出計上されている事実を認識しながら、十分な客観的証拠の確認・保全を行わず、漫然とこれを交付対象経費として適正と認め、交付金の額を確定させた。客観的証拠に基づく審査が行われていない以上、当該支出は実体のない架空請求や不当利得を容認した「違法または不当な公金の支出」に該当すると主張している。

そこで、これらが自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述書及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1)地域まちづくり一括交付金について

①根拠

地域まちづくり一括交付金は、草津市まちづくり協議会交付金規則(以下「規則」という)に基づくもので、その運用は草津市まちづくり協議会交付金マニュアル(以下「マニュアル」という)に沿って行われている。

②目的

地域まちづくり一括交付金は、地域の将来を地域住民が責任を持って考え、住民の望む住民主体の個性あるまちづくりを支援することを目的に交付されている。

③対象事業

交付対象となる事業費は、「(1)ふれあい推進に関する取組み」「(2)担い手確保、町内会等加入促進に関する取組み」「(3)環境美化に関する取組み」「(4)防犯・防災等の安全に関する取組み」「(5)交通安全に関する取組み」「(6)高齢者福祉に関する取組み」「(7)人権・同和問題の解決に向けた取組み」「(8)福祉の推進に関する取組み」「(9)体育振興や健康づくりに関する取組み」「(10)青少年の健全育成に関する取組み」「(11)子どもの生きる力を育む取組み」「(12)その他まちづくりに関する取組み」に必要な経費となっている。

④交付申請等の手続き

地域まちづくり一括交付金の交付申請等に関する手続きは次のように行われている。

ア. 交付金の申請兼請求(規則第4条関係)

まちづくり協議会は、交付申請書兼請求書および収支予算書を作成し、市へ提出する。

…4月初旬

イ. 交付金の交付の決定・交付金の支払(規則第5条関係)

市は、関係書類を審査し、交付金の交付を決定し、まちづくり協議会へ交付金を交付する。… 4 月下旬

ウ．実績報告（規則第 8 条関係）

まちづくり協議会は、取組が完了後、交付金実績報告書および地域まちづくり一括交付金事業報告書を市へ提出する。…翌年 4 月 30 日まで
提出書類の詳細については、マニュアルに示されており、領収書については疑義のある場合のみ提出することになっている。

エ．交付金の額の確定（規則第 9 条関係）

市は、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により調査を行い交付金の額を確定し通知する。… 5 月上旬

オ．交付金の返還（規則第 10 条関係）

市は交付金に余剰が生じたときは、まちづくり協議会に返還を命じる。… 5 月中旬

カ．関係書類の整備（規則第 11 条関係）

まちづくり協議会は、対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、収入および支出についての証拠書類を整理し、保管することになっている。また、交付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは帳簿および証拠書類を検査できることになっている。

なお、実績報告時に領収書等の支出が確認できる書類の提出は求められていないが、開示できるよう最低 7 年間、まちづくり協議会で管理保存すること。また、交付金事業が終了した翌年度に、まちづくり協働課職員による実態調査を実施することがマニュアルに明記されており、実態調査は例年 9 月頃に実施されていることを関係職員から確認した。

(2) 大路区まちづくり協議会に関する交付金の交付申請等の手続きについて

① 交付申請および交付決定

令和 7 年 4 月 1 日付で、「草津市まちづくり協議会交付金」の交付申請が行われていた。交付金の種類は「地域まちづくり一括交付金」である。

同協議会に対する交付金の交付決定日は令和 7 年 4 月 1 日で、交付決定額は 7, 943, 000 円であった。

また、同交付金 7, 943, 000 円は、令和 7 年 4 月 18 日に協議会へ概算交付されている。

② 実績報告

令和 8 年 4 月 24 日付で、大路区まちづくり協議会から「草津市まちづくり協議会交付金実績報告書」および「地域まちづくり一括交付金事業報告書」など規則およびマニュアルに基づく提出書類が提出されていた。

地域まちづくり一括交付金に係る決算額は 7, 399, 408 円であった。

また、監査対象となる業務委託費に関連する内容は、同事業報告書中に次のとおり掲載されていた。

取組項目

1 1 2 その他まちづくりに関する取組み

取組概要

まちづくり計画策定部会事業

・大路区民まつり

R 7 / 1 0 / 1 2 台風の為中止

警備・音響・電気工事等業務委託費

関電引き込み工事 22,000円(本件請求に含まれず監査対象外)

音響一式 94,490円

警備 92,400円

模擬店電気工事 80,650円

印刷製本費ほか(本件請求に含まれず監査対象外の為、詳細割愛)

決算額(以下の額は、まちづくり計画策定部会事業分のみ)

618,129円

決算額の内訳(対象経費)

業務委託費 289,540円

印刷製本費ほか 265,239円(監査対象外の為、内訳省略)

決算額の内訳(対象外経費)

その他 63,350円(監査対象外の為、使途名省略)

なお、上記決算の内訳(対象経費)の業務委託費は289,540円で、関電引き込み工事費22,000円を除外すると、請求人が本件請求の中で示した業務委託の計267,540円と一致する。

③草津市まちづくり協議会に係る交付金の額の確定

令和8年4月24日付で大路区まちづくり協議会から提出され、実績報告書の内容確認が行われている。

交付金の額の確定に際しては、同年5月1日にその確認結果を記録したチェックリストを添付した回議書を起案し、内容の適正性を認める決裁手続を完了していた。

地域まちづくり一括交付金の確定額は7,399,408円であった。

また、令和7年4月1日付、同交付金の決定額は7,943,000円で、その差額543,592円は規則に則り、余剰金として市へ返還されている。

なお、この余剰金には本件監査対象の業務委託費に係る経費相当は含まれておらず、業務委託費289,540円(うち監査対象分267,540円)すべてが交付金の交付対象に認定されていることになる。

次に、令和7年10月12日（日）に開催が予定されていた大路区民まつりは、台風の為、10月10日（金）に開催中止が決定されており、その経費（業務委託費）を交付金の交付対象とすべきか否かの点については、事前に大路区まちづくり協議会から市に問い合わせがあり、キャンセルポリシー等の確認を行い、全額交付対象として、交付金の額の確定を行ったことを関係職員から確認した。

(3)大路区民まつりに係る業務委託費に関する関係書類の確認について

監査対象とした令和7年10月12日に「台風の為中止」となった大路区民まつりの業務委託費のうち、警備：92,400円、模擬店電気工事：80,650円、音響一式：94,490円のそれぞれについて、大路区まちづくり協議会が保管する支出関係書類の確認を行った。

①大路区民まつり業務委託費（警備）

業務の内容は、まつり会場駐車場付近の交通誘導である。

支払額は、92,400円（税込）

確認した保管書類は、「見積書」「請求書」「警備基本契約書」「警備計画書」「雑踏警備業務に係る規約、注意事項」「会計伝票」「キャッシュサービス明細書」、その他である。

見積書には、2025年7月4日と表示があり見積書が発行された日と思慮する。見積金額は92,400円（税込）であった。同書面中に「①ご契約後の減員、キャンセル、中止につきましては、契約金額の100%のご請求となります。（悪天候による場合も対象となります。）」と印字されていた。

契約書は2025年8月18日に締結されていた。

また、「雑踏警備業務に係る規約、注意事項」と書かれた書面にも契約後キャンセル、中止となった場合は契約金額の100%を請求する旨の内容が印字されていた。

当該委託費は10月15日に支払われており、そのことを証するキャッシュサービス明細書が保存されていた。

②大路区民まつり業務委託費（模擬店電気工事）

業務の内容は、電源引き込みの為のポール仮設および幹線工事、関電への申請手続き、幹線撤去に係る工事である。

支払額は、80,650円（税込）

確認した保管書類は、「請求書」「領収証」「会計伝票」である。

請求書の発行日は令和7年10月27日で、請求額は80,650円（税込）であった。

また、領収証金額は80,650円、2025年11月5日領収した旨の記載がされていた。

なお、当該業務に関しては、まつりの中止が決定される前の令和8年10月6日に引き込み工事等は完了している。そのことを証する書類として、工事車両が会場となる公園の駐車場を利用したときの領収証が保存されていた。

③大路区民まつり業務委託費（音響一式）

業務の内容は、まつり会場で使用する音響設備の設営、調整等である。

支払額は、94,490円（税および振込手数料含む）

確認した保管書類は、「見積書」「発注書」「請求書」「会計伝票」「キャッシュサービス明細書」である。

見積金額は94,380円（税込）、請求額も同じであった。

当該委託費は10月15日に支払われており、振込手数料を含め、94,480円が支払われており、そのことを証するキャッシュサービス明細書が保存されていた。

また、発注書様式（業者所定）が保存されており、その書面中にキャンセルポリシーが印字されており、次のとおり記載されていた。

「雨天、主催者側のご都合による延期・中止の場合もキャンセル料が発生します。」「3日前～ 100% ※見積額に対する%です。」

2 判断

請求人は、事前中止された行事の経費全額支払いの適正性を担保する根拠（違約金規定等の証拠書類の写し）を市が保存していない行為は、行政の文書主義等に違反すると指摘している。しかしながら、草津市まちづくり協議会交付金規則および草津市まちづくり協議会交付金マニュアルにおいて、帳簿ならびに収入および支出に関する証拠書類は、実施主体であるまちづくり協議会が整理し、保管すべき旨が明記されている。同マニュアルでは、事業完了後も最低7年間はこれらを保管し、開示要請に応じられるよう運用されている。したがって、当該証拠書類の確認可能性（保全）は担保されており、市がその写しを重複して保管する必要はないと判断する。

次に、行事中止に伴う経費支払いにあたり、審査記録（復命書）がなく善管注意義務等に違反すると指摘されたことに対しては、本件交付金の額の確定に際し、令和8年4月24日付で大路区まちづくり協議会から提出された実績報告書の内容確認が行われ、同年5月1日にその確認結果を記録したチェックリストを添付した回議書が起案され、内容の適正性を認める決裁手続を完了している。行政実務において、この一連の決裁行為そのものが審査記録（復命書）に相当するものであり、文書主義や善管注意義務（適正な公金管理義務）に違反するものではない。

次に、令和7年10月12日に「台風の為中止」となった大路区民まつりの業務委託費（警備：92,400円、模擬店電気工事：80,650円、音響一式：94,

490円、計267,540円)の支出に関し、確認を行った結果であるが、警備および音響一式については、それぞれがキャンセル規定に則り適正に処理されていることを確認した。また、模擬店電気工事については、中止決定の前に当該業務が完了していたため、履行済みの成果物に対する対価の支払いは適正であると認められる。

以上のことから、本件業務委託費の支出は妥当なものと認められ、返還請求等の措置を求める必要はないものと判断する。

3 結論

監査の結果、請求人が主張する違法もしくは不当な財務会計上の行為は認められないことから、本件請求を棄却する。